

# 琉球大学学術リポジトリ

## 樺太の森林 樺太廳農林部林務課

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2018-04-16 キーワード (Ja): 矢内原忠雄 キーワード (En): Yanaihara Tadao 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/38437">http://hdl.handle.net/20.500.12000/38437</a>



# 矢内原忠雄文庫

史料名	昭和三年七月 樺太の森林 樺太廳農林部林務課
封筒番号	425
原文所蔵者	琉球大学附属図書館
撮影年月日	平成 17 年 11 月 / 8 日
撮影者	富士写真フイルム 株式会社
備考	







樺太廳農林部林務課

樺太の森林



1/10





樺太の林業

目次

第一節	總説	一
第二節	森林の管理	一
第三節	森林の利用	二
第四節	造林	四
第五節	森林保護	七
第六節	森林調査	八
第七節	林業試験	一一
第八節	官行斫伐	一三
第九節	大學演習林	一七



## 樺太の林業

### 第一節 總 說

本嶋林業の沿革に就ては文献の徴すべきものなきも幕府時代にありては濫伐を警め、林間薬品の採取を奨励したるが如く、又露領時代に於ては何等施設經營の跡を見ず。

明治三十八年邦領に復歸して以來専門の學者、技術者に依頼して之を踏査せしむると共に過去に於る施設を調査研究し本嶋森林行政の管掌方針を定め種々施設に努む。

本嶋の森林は總て天然林にして樹種約百二十二種あり内喬木四十九種、灌木七十三種に分類せらるるも實際利用價值ある林木はエゾマツ、トドマツ、グイマツ、イチキ、シラカバ、ドロヤナギ、ハンノキ及タモ等にして之等林木の分布は殆んど一定し、河岸の低地にはヤナギ、ハンノキ、及タモ等の潤葉樹生立し、山岳にはトドマツ、エゾマツの針葉樹を生じ山岳の中腹より白樺を混生し、頂上に近づくに従ひ、白樺の混生割合を増加し遂に白樺の純林となる、尙グイマツは主に低地濕地に生ず、而して此等樹種中最も多きはトドマツ、及エゾマツにして約八割を占む。

國有林面積及蓄積の調査は終了せしも目下整理中に付之が的確なる數字を得るまで暫らく推定數字を掲記せむに邦領樺太全面積三百三十二万八千餘町歩(陸地測量部調製圖より算出せるものにして從來公稱せらるる)中敷香支廳管内に於けるツンドラ地帯二十四万千町歩、河川敷地、ハイマツ地帯、岩石地、湖沼地等の除地十八万六千町歩、原野、燒跡、伐採跡地、虫害地、未立木地散生地等五十一万七千町歩、殖民地及殖民豫定地四十三万町歩、大學演習林八万千町歩を除く時は立木地面積百八十七万七千町歩にして針葉樹五億二千餘方石、潤葉樹八千餘方石なり。

### 第二節 森林の管理

明治三十八年民政署時代には軍令、民政署令を以て必要な規定を定め取締處分を行へしか、四十年四月一日樺太廳設置せらるるや分課規程により林務課をおき森林に關する一切の事務を管掌せしめ支廳、出張所には屬、技手等を配置し地方林務行政に當らしめたり大正十五年七月初めて支廳に林務係をおき昭和二年六月農林部新設と同時に林務林業兩課に分離せり、森林



主事は大正五年初めて十六名を地方に配置して以來年々増員し昭和二年には七十七名となれり。  
 大正八九年松毛虫發生するや虫害材を急速處分する必要上大正十一年臨時森林作業所設置せられ、五箇年繼續を以て千万石の斫伐事業を遂行し昭和二年事業完了と同時に同所は森林作業所と改稱し、管内十九箇所に於て生木の官行斫伐事業を著手するに至れり。  
 各課所の權限並に職員を擧げは次の如し（昭和二年末現在）

課所名	權限	職員數				
		事務官	技師	屬員	技手	森林主事
林務課	森林原野の監護及產物處分、保安林、林業、木材流送に関する事項	二	一	四	一七	二七
林業課	官行斫伐、造林、森林調査、林業試験に関する事項	二	一	二六	二八	四七
森林所	森林產物採取、加工、及販賣に関する事項	三	八	三三	四八	一〇〇
出張所	國有森林原野保護取締、產物處分、保安林、造林、木材流送其他林務關係事項	一	二	二二	三三	九四
附在所	森林主事、營林及林野保護	二	六	二五	六	九三
計		一〇	一五	一三六	一四一	二五二

備考 森林主事は定員七十七名に對し五人の缺員あり

### 第三節 森林の利用

領有當初に於る本嶋森林は全嶋の九割を占め殆んど無盡の觀を呈せり、從て開拓の第一歩として森林の利用開發を最も急務としたるを以て明治四十三年六月廳内に臨時工業調査所を置き大泊に工場を設け化學工藝に関する試験及調査を行ふと共に木材乾餾、木精製造の計劃をたて田原藥學博士を囑托とし中川第一部長は特に調査の爲渡來、工業視察をなし四十四年五月豊原に

乾餾工場を設け白樺を資材として乾餾事業を開始し、一方中里、清川、大泊川上流の三箇處に於てカラマツより松脂を採集しテレピン油の製造を行へしか、松脂採取は分泌量少き爲め事業を中止するに至れり乾餾工場は大正六年九月株式會社大倉組に拂下げ民間經營に移りしか戰後經濟界の不況に伴ひ大正十年より營業を停止するに至れり。

バルブ工業に關しては調査研究の結果、島材利用上最も適切なるを認められ國產の自給自足と島内工業を盛ならしむるの見地よりして大に勸奨したる結果大正三年十二月大泊工場製造を開始して以來漸次隆盛に赴き現在八工場を算し其の生産能力バルブ及各種洋紙通じて十數万噸に達し主要資材三〇〇万石を要せり、猶島材のバルブ資材に使用せらるゝもの百餘万石を加ふる時は現時邦内バルブ資材の半數は實に島材の供給する狀況にあり

島内バルブ工場一覽（昭和二年末調）

會社名	工場名	開始年月	製品種類	生産能力	職員	職工
王子製紙株式會社	大泊工場	大正三三	バルブ	一三〇,〇〇〇噸	三〇	二二〇
	豊原同	六一	洋紙	一〇〇,〇〇〇噸	三〇	四〇
	野田同	一〇、一一	バルブ	一五〇,〇〇〇噸	二六	三三
	泊居同	四、九	洋紙	一〇〇,〇〇〇噸	三三	五七
	眞岡同	八、二	模造紙、印刷紙、和紙、當紙、包紙	一〇〇,〇〇〇噸	八	七
樺太工業株式會社	惠須取同	一四、二	バルブ、半紙	一三〇,〇〇〇噸	一〇	四〇
富士會社	落合同	六、四	サルファイトバルブ、クラフト紙	一〇〇,〇〇〇噸	一〇〇	七三



東知取 同	五、九	新聞紙	一八、八〇〇
		マニラボール	八、〇〇〇
		バルブ	六、〇〇〇
			八
			七〇

島材移出に付ては明治四十二年頃より電柱材、枕木材等としてカラマツの移出を見、内地方面バルブ資材の缺乏に伴ひバルブ資材として移出を見たりしか大正八年より十二年に亘る大虫害の爲官行斫伐、大口賣拂處分行はれてより俄然移出量を増加し北洋材として内地到る處に聲名を博するに至れり

最近に於る移出量を示せば次の如し

大正十二年	六六七万石
大正十三年	九四八万石
大正十四年	九五六万石
大正十五年	一、〇七九万石
昭和二年	一、一五六万石

島内製材工場は九十七箇所あり、使用丸太九十七万石、製材六十三万石にして四万五千石を移出し他はすべて島内にて使用せり

#### 第四節 造 林

##### 其一 苗圃 事業

明治四十五年初めて豊原に苗圃を設け僅かに播種及自然生トドマツ、エゾマツの苗木の移植養成を試験的に行ひ來りしか大正九年に至り清水外四箇所翌大正十年には留多加外一箇所苗圃を増設し専ら植栽苗木を養成しつゝあり大正十年以降の主なる事業を擧ぐれば

大正十年トドマツ、エゾマツ及信州産並に島産落葉松各二石宛を播種し尙同年秋季にトドマツ及エゾマツの自然生苗木十餘萬本を採取し之を豊原及清水の二苗圃に移植せり

大正十一年度にはトドマツ、カラマツ、エゾマツ等の種子不作にして採取し能はざりし爲め信州産落葉松種子一石九斗餘を各

苗圃に分播したる外トドマツ、エゾマツの自然生苗木五十五萬本を採取し之を川上外三苗圃に移植せり

大正十二年度には豊原苗圃に於てトドマツ、エゾマツ九斗七升二合カラマツ三斗獨乙トウヒ三斗及其他の諸樹種六斗を其他の苗圃に於てはトドマツ、エゾマツ各二斗カラマツ一斗獨乙トウヒ一斗の割合に播種し尙養成苗木の床替並に据置苗の手入等を行へり

大正十三年度には豊原苗圃に獨乙トウヒ二斗エゾマツ一斗其他の雜種四斗三升を具塚及留多加を除く各苗圃には獨乙トウヒ二斗エゾマツ一斗及カラマツ一斗宛を播種し尙養成苗木の床替並に据置苗の手入等を行ひ秋季に於て養成済林地植栽に充當し得べきものカラマツ外二種二七五、七〇五本を得たり

大正十四年度には豊原、川上、富内岸、吐鯉保、泊居及寶澤の六苗圃に對しカラマツ、トドマツ、エゾマツ、ナナカマド等二石一斗九升外を播種尙豊原外七苗圃の養成に係るカラマツ獨乙トウヒ、トドマツ、エゾマツ等二、〇三六、一七九本に對し一回乃至三回の床替を行ひたる外カラマツ外九樹種四、四三四、九九八本の据置苗に對し培養を行ひ秋季に於ける現在苗木數播種に於て三、六九二、六一八本床替一、九一七、〇三三本据置に於て三、七三三、三五四本合計九、三三三、〇〇五本を得内養成済にして林地植栽に充當し得べきものカラマツ外三樹種數量六九二、〇二二本を算す

昭和元年度 具塚苗圃は地味瘠悪にして養成成績不良なるを以て之を廢し新に大泊に固定苗圃を設けたる外古牧眞岡澤の二箇所臨時苗圃を設置し主として天然苗の移植養成に充つ

本年度の養苗は豊原、富内岸、泊居、寶澤、吐鯉保、大泊の六苗圃に對しカラマツ外四樹種數量二一五斗五合を播種し豊原外七苗圃の養成に係るカラマツ外六樹種數量二、八一四、四六四本の一回乃至三回の床替を行ひたる外カラマツ外四樹種數量三、五九八、六四〇本の据置に對し培養を行ひ且つ泊居、古牧、眞岡澤の三苗圃に對しカラマツ外二樹種數量二七〇、〇〇〇本の天然苗の移植床替及豊原苗圃に於てボゾラ二四〇本の挿穂を行ひ秋季に於ける現在數播種に於て七、九八六、三〇五本床替に於て二、三二二、二一八本据置に於て三、一一四、五四八本山苗養成に於て一九九、四五〇本挿穂に於て一九〇本合計一三、六一三、七一一本にして内養成済にして林地植栽に充當し得べきものカラマツ外三樹種數量一、六四一、三五〇本を算す

昭和二年度留多加苗圃は區域狹少擴張の餘地なく且つ民地借上げの關係上養苗上の支障多きを以て之を廢止す



本年度の養苗は豊原、川上、富内岸、清水、吐保、寶澤、泊居、大泊の八苗圃に對しカラマツ外四樹種數量二一石三斗を播種し豊原外七苗圃の養成に係るカラマツ外四樹種數量二、八三〇、二七本に對し一回乃至三回の床替を施行したる外豊原外八苗圃養成据置に係るカラマツ外六樹種數量八、一〇九、五一本の据置苗に對し培養を行ひ秋季に於ける現在苗木數播種に於て三一、七九三、一九一本床替に於て二、一九九、二五九本据置に於て三、七九三、七二一本合計三七、七八六、一六二本内養成済にして林地植栽に充當し得べきものカラマツ外六種數量二、四三〇、七八四本の豫定にして逐年養苗成績の向上は成苗數を増加すべく着々其實績を挙げつゝあり

昭和二年度末現在苗圃を舉ぐれば左の如し

名稱	位置	面積	開設年月
豊原	豊原郡豊原町字旭ヶ丘	一六、〇〇〇	明治四十五年五月
清水	眞岡郡清水村大字清水東一	五、〇〇〇	大正九年五月
吐保	本斗郡本斗町字吐保保澤	六、〇〇〇	同上
富内岸	眞岡郡蘭泊村字富内岸	四、八〇〇	同上
泊居	泊居郡泊居町字元澤	四、七三〇	同上
寶澤	久春内郡久春内村寶澤	五、二〇八	同上
川上	豊原郡川上村字川上	六、七九〇	大正十年五月
大泊	大泊郡大泊町大字大泊字楠溪町	五、〇三九	大正十五年五月
古牧	大泊郡大泊町大字古牧	〇、五〇四	大正十五年五月
眞岡	眞岡郡眞岡町字眞岡澤	〇、〇〇〇	同上
計		五四、六三三	

其二 造林事業

大正九年六月初めて落合附近山火跡地にトドマツ、エゾマツ、カラマツ及白樺の播種造林を試験的に行ひ其後引續き實行の結

果發芽良好にして植樹造林に比し勞費を要するこも少く本島の如き大面積の造林地を有し且つ勞力の潤澤ならざる地方に於ては本造林を最も適當と認めたり依つて播種造林を主とし植樹造林を副とする方針を樹て大正十二年度より毎年約五千町歩宛の播種造林を實施し來りしか大正十五年度よりは一万町歩宛の播種造林を行ひ側ら苗圃養成の成苗を以て植樹造林を行ふこととせり

今大正九年以降昭和二年に至る造林面積を舉ぐれば播種造林三八、五九五町九三、植樹造林一、〇一一町四七、本數三、三五四、〇〇二本とす

第五節 森林保護

森林被害の最大なるものを山火とす。本島の森林は主としてトドマツ及エゾマツの密林より成り、林地は數寸乃至尺余の腐植層を以て蔽はるゝため、春季の常風たる南風と氣温の急激なる上昇とにより、伐跡に散亂する末木枝條及び腐植質は旬日ならずして過乾なる危険状態に誘致せられ、他方開墾地の火入、行人の火器使用不始末、汽車煤烟に混じて飛散する餘燼等、火災の原因となり年々廣大なる被害地を生ずるは官民共に深憂とする所なり

之を過去の統計に見るに一年を通じて最も山火の多きは五月にして六月八月之に次ぎ九月に至れば甚だ稀なり。蓋し六月以後は開墾火入激減するのみならず、草木の發芽生長旺盛にして山野普く緑化するに加へ、夏より秋にかけては降水量次第に増加して濕度大となり、延焼を困難ならしむるがためなり。即ち五月の發生數は六、七、八三ヶ月の發生數に匹敵するの現象を呈し四季を通じて最も危険なる時期なりとす。

已往七ヶ年間(自大正九年度)の林野火災總件數は二一七件被害面積一七七、八二七町にして其損害額は九十餘万圓の見込なるが、被害地は概ね殖民地或は道路に接續せる伐跡にして營林上「被害の主要なるものは後繼稚樹の焼失により更新を妨げ林地の荒廢を招來するに在り。

右山火に對する豫防は森林政策上重要な問題たること論をまたず、從來愛林思想鼓吹と共に火防獎勵金を下附して一般島民の自警を促し、他方防火線を開設並に法令による取締を勵行して之が防遏に努め來れるも、尙未だ人の和天に勝つに至らざるを



恨事とす。

防火線は大正十年以降年々之を開設し、昭和二年末の延長人工造林地附帯線一九九、一二四間天然更新地設定線一二五、〇六六間に達せるが將來是等防火線を據点として防火樹帯を造成し有終の効を收むると共に森林利用上に於ては從來の皆伐に代ふるに擇伐を以てして林力の維持を圖るのみならず、過度の疎開を防ぎ且つ適當の位置に防火樹帯を存置して山火の侵入を豫防し更新の安全を期する方針なり。

尙氣象豫報の徹底、火防組合の改善、公私有林の設定、巡視員の配置、電話架設、消防器具の完備等、山火豫防に關する幾多の設備は近く營林機關の獨立擴張に伴ひ漸を逐ふて施行の豫定とす。

森林盜伐は已往七ヶ年(自大正九年度至昭和元年度)の總件數七九一件、面積三、四二七町、此損失價格四五七、〇六九圓にして、森林誤伐の同期間に於ける總件數は六〇件、面積三一八町、損失價格三六、九九三圓に達せり。此種の被害に對しては從來雖極力之が豫防取締に努め來りしも、近く營林費増額の曉は係員を増配して徹底的取締をなすを得べく、從つて被害も亦激減する見込みなり。

マツケムシの被害は大正八年邦領南部に發生し總蓄積の約二割弱を蠶食したるも大正十三年を終として今や殆んど其災害を見ざるに至れり。

## 第六節 森林調査

本島の邦領に歸するや其の森林概況調査の計畫を樹て、島内を十區に區劃し明治三十九年度に調査に着手し、同四十一年度に之を完了せるか、大正二年更に十五ヶ年計畫を以て之が基本的調査を爲す事とせり、即ち全境三百三十余万町歩より開拓豫定地四十三万町歩を控除し之を三十ヶの經營區域に分ちて事業區及保安林を設定せんとするものにして此の計畫は經費其他の都合により漸く大正五年度に至り經營調査事項中先づ林種區分及施業案の編成等をなすべく、三組の調査班を設け最も急要の地点より調査に着手せり、大正五年五月訓令を以て經營調査に關する業務は林別區分、森林區劃、林況調査、更新方法、斫伐豫定案、説明書調製の六項と定め、其の内林別區分は左記に依りて調査する事となれり、

### 第一 經濟林 (第一種林、第二種林)

#### 第二 保安林

#### 第三 將來拓殖用地となるべき見込の森林

#### 第四 除地

而して之等の區分をなすに就ては次の標準による

- 一、第一種林は森林を法正なる状態に導き其の施業を永遠に保償し得べき區域
  - 二、第二種林は地方居住者の用材、薪炭材又は礦業用の材料を供給すべき區域
  - 三、保安材は別に定むる所により保安上必要なる區域
  - 四、將來拓殖用地となるべき見込の森林は傾斜二十度以下の土地にして農業に適する區域
- 大正七年度より既定計畫に基き調査班十二組を増して十五組とし同時に十五ヶ年計畫にては長きに失する憾あるを以て之を十ヶ年に短縮したるか大正十四年度を以て一先づ完了せり、事業區數は十九にして其調査過程を示せば如次

大正八年度	留多加、長濱、眞岡、泊居ノ四事業區
同 九年度	本斗、内淵、野田ノ三事業區
同 十年度	久春内、西灣内、豊原ノ三事業區
同 十一年度	元泊、小田寒、清水ノ三事業區
同 十二年度	敷香、鶴城ノ二事業區
同 十三年度	各事業區ノ檢査調査及野寒、富内二事業區ノ調査
同 十四年度	多來加、散江ノ二事業區

調査の成績を總括すれば次の如し

- 一、施業地面積 百七十三万町歩
- 一、立木地(利用林) 面積 百三十二万四千余町歩



- 蓄積 (針葉樹) 四億七千四百萬石  
 (闊葉樹) 千七百八十萬石
- 2、伐採跡地、燒跡地、虫害地、未立木地、散生地等  
面積 四十万六千余町歩
- 二、施業制限地  
面積 五十五万八千町歩
- 1、立木地(未利用林) 面積 四十四万七千余町歩  
蓄積 (針葉樹) 二千九百五十八萬石  
 (闊葉樹) 五千二百五十五萬石
- 2、虫害地、散生地、未立木地 十一万一千町歩
- 三、除地 面積 四十二万八千余町歩
- 1、立木地(防火樹帶其他) 面積 十万六千余町歩  
蓄積 (針葉樹) 千三百八十五萬石  
 (闊葉樹) 九百三十三萬石
- 2、湖沼、河川敷地、ハイマツ帶、岩石地 八万一千町歩
- 3、ツンドラ 二十四万一千町歩
- 四、殖民關係地 面積 二十四万三千余町歩  
蓄積 (針葉樹) 六千六百二十四萬石  
 (闊葉樹) 三百四十二萬石

ト、エゾ針葉樹林に對しては特種前更作業により胸高四寸以上を皆伐したるも更新跡地は山火の侵犯を蒙り更新不能に歸する場合多きに鑑み大正十五年度より原則として擇伐更新による事とせり、即胸高直徑九寸以上擇伐材積六〇%以内本數二〇%以内、回歸年二十年の擇伐作業を行ふ事とし伐採面積は三百町歩を限度とし適當中の防火樹帶を存置し山火の防備をはかれり拓殖の進展に伴ひ、殖民關係地の増設となり林地界に甚しく異動を生じ營林上支障尠からざるにより之等の境界を明かにするを目的とし調査班十組内外を編成し大正十五年度より三ヶ年の豫定を以て調査中に屬し昭和三年度を以て完了の見込みなり

尙以上の調査成績に鑑み將來國有林經營の完璧を期せんとし調査諸案は目下計畫中に在り

第七節 林業試験

本島開拓の途を講ずるに當り無盡の森林を如何に利用すべきかは重大なる問題として夙に苦心せる所にして、先づ本島木材の工藝的性質を研究して其用途を開かんし明治四十三年六月廳内に臨時工業調査所を置き、更に同所々屬大泊工場を設置して化學工藝に關する試験及調査を行へり。其の主なるものは松脂よりテレピン油製造試験、樟油製造、木材乾燥、割箸製造、ツンドラ製紙應用試験、パルプ試験 紙料工場廢液調査及乾餾資材の調査等を行ひ斯業に寄與せる所尠からず、今日パルプ工業の盛大なる其の賜と謂ふべし。

本島は北方に僻在し本土と其の氣象風土を異にするを以て林木の種類及林況等同じからず、從て森林更新の方法、主副産物の利用、造林樹種の選定等に關しては慎重に研究するの要あり、依て先づ豊原の近郊大澤に面積二千二十七町を以て試験林を設定し大正元年以降各種の試験を行へり其の主要なる科目を擧れば次の如し

- 一、傘伐更新法に基く後伐
  - 一、帶狀皆伐側方天然下種
  - 一、白樺上方天然下種
- 一、傘伐更新法に於る下種伐
  - 一、帶狀皆伐更新法
- 一、皆伐更新法
  - 一、立木材積と丸太材積の比較
- 一、末木試験
  - 一、雪中伐採による根部試験
- 一、薪材層積と質積の比較
  - 一、其他

然るに右試験林は大正十年中火災及松毛虫の爲に殆んど全部を侵害せられたるを以て前記各種試験も中絶の已むなきに至れるを以て大正十四年別に東海岸白浦の南方保呂に試験林を設け大澤試験林は造林試験地とし十四年秋より播種、植樹等の試験を開始せり。

松毛虫繁殖して世人の注目を惹くに至りしは大正八年なるも其の發生は大正五年頃なるもの、如く、其の蝕害の最も猛烈を



極めたるは大正九年以後に屬す、當時驅除方法として誘蛾試験を行ひしに成績可なりしを以て大正十、十一兩年に亘り焚火誘殺法を施行し其の防過に努むるに共に松毛虫に對する基礎的研究調査を行ひ十三年「樺太松蝨に關する調査書を公にせり其の主要事項は次の如し

松毛虫の繁殖経路、昆虫學上の地位、繁殖の原因、繁殖區域、食餌植物、形態、經過習性、天然的制裁、驅除豫防法、終熄の原因

保呂試験林は面積五千六百町歩を占む十四年施業案を樹立し大正十五年以來左記事項に關する試験を計劃し大澤試験林と相俟て各種試験を行ふに共に早晚完備せる林業試験場を設置し其の成果の運用によつて本島林業の進展に貢献せん事を期待しつゝ、あり

一、造林に關する試験

人工造林試験―種子並に種子保存に關する試験、苗木養成、植樹、播種、分根挿穂試験

天然更新試験―皆伐更新、傘伐更新、擇伐更新、各種天然林の基本調査、

二、利用に關する試験

伐木、造材、運材器具器械に關する試験、末木枝條の利用、未利用林の利用、副産物の利用、其他必要なる事項

三、森林保護に關する試験

森林火災防除、病虫害防除其他保護に關する試験

四、森林施業經營に關する事項

森林經營、農林業の聯絡、防火樹帶防火林等に關する調査研究

五、臨時設備事項

森林産物搬出軌道新設、森林道路、防火線、防火林、試験苗圃、建築物の新設、試験地の選定、其他種々の臨時設備工事

第八節 官行斫伐

第一款 概 説

第一項 事業の開始

大正九年より大正十二年に亘る松毛虫蔓延の爲め森林面積約二十二万町歩、材積約八千八百万石の被害を蒙りたるが、當時之が利用應急の措置として其の一部は民間に拂下ぐるに同時に他面官營に依る虫害木の斫伐事業を計畫し、大正十一年度より事業を開始昭和元年度に於て大体所期計畫の完了を見るに至れり。

然るに樺太國有林施業案編成の基礎的調査たる大正五年以降十箇年に亘り施行せる第一期森林調査（蓄積材積調査、林地測量）終了の結果を見るに、森林面積は貳百八拾六万餘町歩（内立木地約二百万町歩）にして總蓄積は約七億餘石を有するに過ぎず、依つて從來の方針即ち利用價值を有する林木（胸高直徑四寸以上）の皆伐法に依る百年輪伐天然更新の方針は到底維持し得ざると共に、殘存木の枯死及成長旺盛期に在る林木を皆伐する等其の他經濟上甚だ不利の點あるに鑑み、之を擇伐方法に依る二十年回歸天然更新法に改めたり。

而して以上伐木方法の改訂に依る作業は從來の皆伐法に比し

- 一、損傷木及掛木を多く生ず
  - 二、殘存木の風害を蒙り易し
  - 三、伐木に多額の經費を要す
  - 四、伐採跡地の枝條及枯損木等の不整理は森林火災發生を助長す
- 以上の如き危険あるも
- 一、森林の保護上最も重要な天然更新の安全を圖り得
  - 二、森林火災の防止
  - 三、盜伐誤伐等の弊風除去
  - 四、林木の集約的利用
  - 五、調査監督費の節減



- 六、生産費の減少
- 七、林間移民の定着
- 八、従来の官行所伐に依り得たる技術者の経験を利用し得等幾多の利益あり、然れども之を民營としては到底森林保続の不可能なる事情あるに鑑み、更に昭和二年度より改訂方針に基き恒久的官行所伐事業を実施することとなり。

第二項 事業の計畫

- 一、官行所伐収入
  - 昭和三年度 三、一三七、〇〇〇圓
  - 昭和三年度 二、三〇六、一七四圓
- 二、官行所伐費
- 三、事業
  - 昭和三年度
  - 昭和三年度

伐	木	搬	出	販	賣
	一、三〇〇、〇〇〇石		一、二五八、〇〇〇石		一、二五八、〇〇〇石

第三項 事業の組織

昭和二年五月二十五日勅令第一二三號を以て従来の臨時森林作業所官制中「臨時」の二字を削除し定置の機關に改めたり。所長は技師を以て充て技師、屬、技手及雇員等を配し、事業現場には事業所を置き現業に従事す。之を表示すれば左の如し

區	別	技	師	屬	技	手	雇	員	備	人	計	事	業	所
内	務	四		六	八	一五		一		一四〇	一八二			一八
外	務	一		一	一七	二四								
(事業所)														

第二款 事業の概況

伐木造材 造材方法は利用の集約運搬並に用途等の關係上エゾマツ、トマツは總て丸太材末口直徑一〇乃至一四種以上長さ二、九及三、八米としカラマツは末口直徑一〇種以上長さ四、〇及四、二種に造材す。

昭和二年度に於ては昭和元年度繰越を加へて五九八、八五〇立方米(約一、六七七、〇〇〇石)を伐採の豫定なりしが交通及勞力需給の關係等により約五五〇、九五八立方米(約一、五四二、〇〇〇石)を實行せり。

集材運搬 夏山小出は修羅、木馬、手落し、及玉曳等により流送地点に運材巻立をなし直に流送に付す。冬山は端乳、四乳トラクター等により流送地点又は海岸迄運搬し巻立てをなす。

トラクターはフォードソン六臺、H.W.二臺計八臺を購入し幌岸、和愛、亞南、氣頓等の事業所にて之を應用したるが初經驗のことにて機械の故障多く爲めに豫期の成績を挙げ得ざりき。

搬出は市場關係其他を考慮して之を縮少し流送網場着及海岸土場に巻立てたるものを合算するときは約七四、〇七七立方米(約二、一〇〇石)なる。

製品引渡 昭和二年度實行數量七四、〇七七立方米(二、二二一、〇〇〇石)と臨時森林作業所時代に於て實行し繰越せる數量一九九、八三六石八六、合計四一一、八三六石八六、全部を特賣處分せり。

尙參考の爲め自大正十一年度至昭和元年度松毛虫虫害に基く所伐事業並製品賣拂の成績を左に掲ぐ。

事業大正十一年度は當初計畫の通り九三三万石を造材し内五十万石搬出の豫定なりしも民間造材の勃興に伴ふ勞力の不足並に勞銀騰貴等の關係を考慮し伐木數量を減じて搬出數量を増加せり。大正十二年度は虫害蔓延状況當初の豫想に反し大体終熄の状態に在りしも恰も關東地方の震災あり、需要の激増に應ずべく増伐計畫を企てたるも勞力拂底、勞銀及船運賃の暴騰等に累せられ成績豫期の如くならざりき。大正十三年度は増伐を豫定せるも議會解散豫算不成立及政府の事業緊縮方針に餘儀なくせられ、二百三十万石伐採二百五十万石搬出の計畫に改めたるが比較的順調に進行せり。大正十五年度は百二十九万石伐採、二百二十三万石搬出の計畫なりしが事業上の都合に依り百十万石伐採、二百十三万石を搬出し、殘部は翌年度に繰越したり。今各年度の成績を表示すれば左の如し



事業成績表

年度	伐木	搬出	引渡	備考
大正十一年	二七三、〇一、四六	六七、三六、二六	六六、八九、三	一、搬出は鐵道沿線に在りては鐵道各驛附近土場其の他に在りては海岸最終土場迄ミナ
大正十二年	二一九、四、五七	一、九〇、五七、九	二、二一、六〇、七	二、敷は薪材なり。
大正十三年	一、〇九、〇〇、〇〇	三三、四〇、〇	二、七、〇、〇	三、大正十年度繰越事業二十二万五千八百四十四石一斗六升を含む。
大正十四年	二、三六、四九、九	二、五〇、二、〇〇、三	二、四〇、二、八、五	
計	八、四八、〇三、三	七、一〇、八、九、九	七、四四、三〇、三	

賣拂。製品は事業の状況及市場の關係等を考慮し、大正十一年度六十一万五千餘石、大正十二年度二百一十一万一千餘石、大正十三年度二百五十四万七千餘石、大正十四年度二百十六万九千餘石、昭和元年度には百三十一万九千餘石を販賣せり。即ち之を表示すれば左の如し

年度	賣拂區別		年	期	豫約	公募	特	賣	計
	金材	積材							
大正十一年	二、三三、〇五、六	五七、二四、九	三、四、九四、八五	六五、〇七、五〇	一、四二、四七、八	二、一、〇三、〇	二、一、〇三、〇	六五、〇七、五〇	一、四二、四七、八
大正十二年	二、一六、八〇、八	五七、〇七、五	一、〇一、三三、〇	六九、六五、〇	二、一、〇三、〇	二、一、〇三、〇	二、一、〇三、〇	六九、六五、〇	二、一、〇三、〇
大正十三年	二、一九、〇三、〇	一、九〇、五七、九	五三、八五、三	一、九七、四九、九	一、九七、四九、九	一、九七、四九、九	一、九七、四九、九	五三、八五、三	一、九七、四九、九
大正十四年	二、三六、四九、九	一、五〇、二、〇〇、三	四九、二、五、六	一、〇七、一八、五、〇	一、〇七、一八、五、〇	一、〇七、一八、五、〇	一、〇七、一八、五、〇	二、三六、四九、九	一、五〇、二、〇〇、三
計	八、四八、〇三、三	七、一〇、八、九、九	一、〇一、三三、〇	七、四四、三〇、三	一、〇一、三三、〇	一、〇一、三三、〇	一、〇一、三三、〇	八、四八、〇三、三	七、一〇、八、九、九

第九節 大學演習林

大正三年六月相川、小田寒川流域二万町歩を割て東京大學演習林設置せられ之と相前後して北海道、九州、京都各大學の演習林設置せらるゝに至れり今其面積蓄積を表記すれば如次

演習林名	所在地	面積	積材	針葉樹	闊葉樹
東京大學演習林	榮濱郡榮濱村 相川流域小田寒川流域の一部	二、七五二町	一一、五九七石	一一、五九七石	一、三三〇千石
京都大學古丹岸演習林	敷香郡泊岸村 古丹岸川流域	一一、七二五	一一、三三〇	一一、三三〇	一〇〇
同 亞屯演習林	敷香郡敷香村 幌内川支流亞屯川流域の一部	七、七二二	三、七〇〇	三、七〇〇	〇
北海道大學演習林	久春内郡三濱村 珍内川流域	一九、九〇〇	一九、九〇〇	一九、九〇〇	九〇〇
九州大學演習林	敷香郡敷香村 幌内川支流保惠川流域	一〇、五〇〇	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇	一、〇〇〇
計		八一、五九〇	六四、五五八	六四、五五八	三、六〇五

大學演習林の施業方針試験事項等を舉れば如次

東大演習林 全林を相川及小田寒の二事業區四十九ヶ林班に區別し之を林業地及林業外地の二類ミし前者は更に普通施業地、施業制限地、各種試験地、未利用林等に分ち各別に施業方法を定む。  
普通施業地は本林の最主要部を占るものにしてト、エツの混浦林よりなり回歸年二十年輪伐齡百二十年の擇伐作業を行ひ



材積に於て三十三%の擇伐を行ふ事とせり、相川、小田寒兩分區を合し毎年の擇伐面積七百四町年伐量十五万八千石を算す  
各種試験 天然更新、擇伐比較試験、苗木養成試験、植樹造林人工、播種造林、防風防潮林造成、椎茸培養試験、野生動物  
飼育試験(鳥産馴鹿二番を飼育す)

京大演習林 古丹岸、亞屯を合して一事業區をなし左の要項に基き施業しつゝあり

作業法 前更喬林作業

樹種 エゾ、トビ、カラマツ其他

輪伐齡 百年

第一施業期標準年伐面積 一四五町

同 年伐材積 一三四、五一八石

施設の主なものは人工、天然兩造林千數百町歩を行ひ泊岸に苗圃を設け林道、歩道、防火線約三万間を施設せり。

北大演習林 本林は未だ全般に亘り秩序的施業を實行するの運に至らずと雖も學術的模範林業を經營する目的を以て大正九年

本林の一部八千五百六十二町歩を區劃して假施業案を編成し之を第一事業區とす、作業種は擇伐喬林作業、輪伐期百五十年

回歸年五十年とし標準年伐量六九、三七七石なり而して伐採跡地に於て天然更新試験を行ひつゝあり。

九大演習林 本演習林は地形上軍路附近の平坦林、保惠峴登山岳林、奥部集水地域林の三段をなすを以て整理期(回歸年)三

十年を経過せる後は軍用道路附近平坦林と奥部集水地域林とは之を分離して各作業級を設け前者は百年後者は百五十年の輪

伐期とす

普通施業地は輪伐期百五十年とするエゾ、トビ擇伐喬林作業とし、回歸年三〇年とす、擇伐に際しては俗に「きのこ」を稱

する老大腐朽木は殘存して母樹の用をなすと共に林地に庇陰を與へしめ又將來この腐朽木を倒壊に任せて有機質壤土を助成

し且種樹發生用に供せんとす。

擇伐量は材積に於て其の林分蓄積の四割、直徑一寸以上の本數につき徑六寸以上のもの三割以下を擇伐するものとすも種

樹の比較的大なるもの多數密生せるヶ所は傘伐更新の後伐を行ひ、又種樹の發生少き一齊林様の林地には豫備伐、下種伐の  
階梯によりて施業するが如く何れも其の林況に應じ適宜の天然更新を行ひ跡地の更新をはかるものとす。

本演習林中施業制限地五〇〇町歩を除外し、普通施業地一五、五〇五町歩に對し回歸年を三〇年とし第一施業期間の擇伐標

準面積五、一六八町歩擇伐材積二二三万石(エゾ一八二万石)を編入せり。

普通施業地の中三ヶ林班九〇五町歩を豫備林となし市場の緩急に應じ相當の屈伸力を有せしめ、軍道兩側各一〇〇間巾及演

習林境界に一〇〇巾の樹帯を殘存して防火其他の用に充て當分伐採を見合せ準施業制限地とす其面積五五六町歩、五十五万

石あり、又平坦林中26-30林班を試験林として存置し寒帶植物の各種試験に供す面積一、三八三町歩材積一〇八万石あり、

一林班區劃主線と河川兩側五〇間巾を防火樹帯として施業地より除外す面積八五六町歩なり、而して保惠峴登山岳林

を施業制限地に編入せり。

燒跡地一四〇八町歩の内地味良好なる部分五〇〇町歩に新植を行ひ、更新地に對しては伐採の翌春整地、地拵を行へ種子の

土着發芽を可良ならしめ一町歩三、五〇〇本を標準として稚樹の育成をはかる。

其他必要な施設として路網、防火線、宿泊所(驛邊附近)峴内川口に事務所(内路の分は十  
助教授一、助手及書記四、雇員四、定夫二、巡視二を配置する豫定なり。

四年中に建設)及貯木場を設け事務管理として



昭和三年七月二十日印刷  
昭和三年七月二十五日發行

樺太廳農林部林務課

印刷者 小樽市稻穂町東六ノ四  
高 村 常 世

印刷所 小樽市稻穂町東六ノ四  
太陽舎印刷所







